

平成22年第4回防府市議会定例会会議録（その6）

○平成22年9月16日（木曜日）

○議事日程

平成22年9月16日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 災害土砂処理委託調査特別委員会の中間報告
 - 4 議案第53号 防府市議会の議員の定数を定める条例中改正について
(議員定数に関する特別委員会委員長報告)
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（27名）

1 番	松 村 学 君	2 番	土 井 章 君
3 番	河 杉 憲 二 君	4 番	高 砂 朋 子 君
5 番	原 田 洋 介 君	6 番	中 林 堅 造 君
7 番	山 本 久 江 君	8 番	重 川 恭 年 君
9 番	斉 藤 旭 君	10 番	山 田 耕 治 君
11 番	青 木 明 夫 君	12 番	藤 本 和 久 君
13 番	三 原 昭 治 君	14 番	木 村 一 彦 君
15 番	横 田 和 雄 君	16 番	安 藤 二 郎 君
17 番	山 根 祐 二 君	18 番	今 津 誠 一 君
19 番	弘 中 正 俊 君	20 番	大 田 雄 二 郎 君
21 番	佐 鹿 博 敏 君	22 番	田 中 健 次 君
23 番	久 保 玄 爾 君	24 番	山 下 和 明 君
25 番	伊 藤 央 君	26 番	田 中 敏 靖 君
27 番	行 重 延 昭 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長	松 浦 正 人 君	副 市 長	中 村 隆 君
会 計 管 理 者	古 谷 友 二 君	財 務 部 長	本 廣 繁 君
総 務 部 長	阿 川 雅 夫 君	総 務 課 長	原 田 知 昭 君
生 活 環 境 部 長	柳 博 之 君	産 業 振 興 部 長	梅 田 尚 君
土 木 都 市 建 設 部 長	阿 部 裕 明 君	土 木 都 市 建 設 部 理 事	安 田 憲 生 君
健 康 福 祉 部 長	田 中 進 君	教 育 長	岡 田 利 雄 君
教 育 部 長	山 邊 勇 君	水 道 事 業 管 理 者	浅 田 道 生 君
水 道 局 次 長	岡 本 幸 生 君	消 防 長	秋 山 信 隆 君
監 査 委 員	和 田 康 夫 君	入 札 検 査 室 長	権 代 眞 明 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 光 之 君	監 査 委 員 事 務 局 長	小 野 寺 光 雄 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 森 重 豊 君 議 会 事 務 局 次 長 山 本 森 優 君

午前10時 開議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名委員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

22番、田中健次議員、23番、久保議員、御両名にお願い申し上げます。

災害土砂処理委託調査特別委員会の中間報告

○議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願いを申し上げます。

この際、災害土砂処理委託調査特別委員会より審査の過程について中間報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。伊藤特別委員長。

〔災害土砂処理委託調査特別委員長 伊藤 央君 登壇〕

○25番（伊藤 央君） おはようございます。それでは、災害土砂処理委託調査特別委員会のこれまでの調査の流れについて御報告をさせていただきます。

お手元に配付しております資料を参考にお聞きいただけると幸いです。

まず、これまでの経緯について御説明申し上げます。

防府市議会では、平成22年3月中旬ごろ、「市が昨年の豪雨災害で発生した土砂の処理に関し、高額な随意契約を行った」との情報を得たため、議長を通し「この契約について市長は行政報告をもって説明すべき」ということを申し入れました。同年3月25日、防府市議会第1回定例会最終日に市長による行政報告が行われましたが、報告では契約金額、また契約日も明らかにされず、議員からの質疑が集中したところでございます。

執行部の答弁では疑問点や不明な部分が多く、さらなる調査の必要性があると判断し、賛成多数で地方自治法第100条による調査権を付与した災害土砂処理委託調査特別委員会を設置いたしました。

これまでの特別委員会での調査の経過を御報告申し上げます。

これまで災害土砂処理委託調査特別委員会では、13回の委員会、また9回の協議会、ほか行ってまいりました。平成22年4月21日に行いました第6回委員会では、参考人からの事情聴取、同じく第7回、平成22年4月23日に行いました第7回委員会においても、関係人の参考人からの聴取、それから、8月5日に行いました第11回委員会では関係者の証人喚問、8月9日、第12回委員会でも関係者の証人喚問を行いました。

また、災害土砂の仮置き場、大久保の現地視察等、また、さらにシルバー人材センターでの現地での事情聴取等も行ってまいりました。

それでは、これまでの調査の結果の概要について御報告申し上げます。

まず、調査によって明らかになった事件の経緯を申し上げます。

平成21年7月21日、平成21年7月19日から26日に発生しました「中国・九州北部豪雨災害」によって、防府市ではその発生した土石流により市内の多くの道路・河川等公共施設、民家、農業施設等に甚大な被害が発生いたしました。

同年7月22日、除去された災害土砂の仮置き場への搬入が開始されております。以降、クリーンセンター西側、浄化センター西側、築港県有地、築港協和発酵バイオ用地の4カ所へ災害土砂が搬入され、仮置きをされました。

同年8月19日、環境省広島事務所が現地を調査し、国庫補助金交付要件として、「繰越をしないこと」を指導いたしました。

8月25日、防府市は、株式会社維新に一般廃棄物処理業事業範囲変更許可を与えております。内容は、処理業務の範囲にロータリスクリーン、スケルトンバケットを使用してごみの分別をするということを加えております。

9月3日、防府市が土砂分別に使用するロータリスクリーンは県知事の設置許可が必要

か否かという照会を県に対し行っております。

同じく15日、市は顧問弁護士である中山弁護士に相談を行っております。内容は、災害土砂は一般廃棄物か否かについてでありまして、弁護士からは一般廃棄物であるとの見解を得ております。

10月16日、1日当たり5トンを超える処理量の処理施設の解釈について、防府健康福祉センターと協議を行っております。結果、「トロンメルについては県知事の設置許可を要する」施設である、「スケルトンについてはグレーゾーンである」との回答を得ております。

10月27日、当時副市長であった嘉村氏と吉村クリーンセンター所長が、市内業者を回り、見積書の提出を要請しております。

10月30日、市は県に対し、施設の許可の要否について文書照会を行おうとしました。しかし、県側から「機種の特定がなければ判断できない」また「トロンメルについては許可を要するが、スケルトンについてはグレーゾーンである。しかし、これ以上の判断を求められた場合、要許可施設となる可能性がある」との連絡を受け、文書照会を保留いたしております。

11月24日、災害土砂処理委託に係る補正予算が臨時議会において議決されております。金額は4億8,000万円であります。

11月26日、市は県に対し、トロンメルを施設と判断する根拠について照会を行っております。同年12月4日、県から「法では移動するものも処理施設として取り扱われる」という回答を得ております。

12月1日、県より市に対して電子メールにて災害土砂の処理方法について照会がありました。市はこれについて回答できないと応答をしております。

12月17日、災害等廃棄物処理事業の報告伺いが出ております。事業費は約3億2,400万円、査定日が平成22年1月13日と決定いたしました。

当日、「土砂分別処理方針」「土砂分別業務の方針(案)」を起案しております。この起案は1月4日、市長により、市長決裁が行われております。

「土砂分別の処理方針」の内容は、第1工区、第2工区、第3工区、第4工区と分割し、100ミリのスケルトンによる分別、50ミリのスケルトンによる分別、人力による40ミリの分別という順序で処理した後、第1工区、第2工区で分別された土砂はクリーンセンター用地の造成土として使用し、第3工区、第4工区で分別された土砂は大久保の最終処分場の覆土として使用するというものであります。

「土砂分別業務委託の方針」の内容は、100ミリのスケルトンによる分別、50ミリ

のスケルトンによる分別、人力による40ミリの分別及びごみの分別という順序で処理した後、がれき、ごみ、不燃ごみは処理施設へ運搬、分別土砂は第1工区及び第2工区での処理により発生したものをクリーンセンター用地の造成土として使用し、第3工区及び第4工区での処理により発生したものは大久保最終処分場の覆土として使用するというものであります。

1日当たりの処理量33立米の機器8セットを使って、工期は180日程度と試算しております。なお、年度内未完了の場合、未了分についての補助金を減額されることを覚悟しております。

平成22年1月13日、市長から環境大臣に対し、災害等廃棄物処理事業について報告を行っております。環境省の災害査定が行われ、事業費見込み「3億1,993万2,524円」を「2億4,578万2,121円」に手書きにより修正をしております。

1月22日、県から「スケルトンバケットは県の設置許可が必要」との連絡がございました。

1月26日、市は県に対し、「1、スケルトンが許可の対象となる詳細の説明、2、非常事態を考慮し、適切な助言が必要であること、3、スケルトンの要許可の判断について10月時点で回答がなかったこと理由」について照会を行っております。

県は2月3日、市に対し、「1については、同年1月13日査定時の詳細資料で判断したと、2については、平成21年12月1日に行った照会への回答がなかったことで判断ができなかった、3については、事業計画を見なければ判断できないと回答した」ということを回答しております。

2月2日、市が県に対し相談を行った際、県は市に対し「先に業者を決めて、その後許可をとらせてはどうか」という助言を行っております。この助言に対し、同年2月5日の入札審査会、これは非公式のものでありましたが、これにおいて「大変リスクが大きい」という判断を下し、この方法を採用しないことを決定しております。

県に対し、「1、バックホーで土砂をすくい手作業で分別した場合の許可の要否、2、スケルトンバケットを使用して仕分けする場合の許可の要否、3、バックホーにニブラを取りつけ、流木を分別する場合の許可の要否、4、設置許可を受けなくてはならないのは入札時までか、契約時でも可か、5、設置許可を要するのはいかなる場合か」について照会を行いました。

これに対し、県からは「1、許可不要とする、2については許可を要する、3については発注事業の内容で判断する、4については契約時までの許可取得でOKだと、可、5、1日当たり5トン以上の処理の場合、許可を要する。作業現場や最終処分場内での処理に

は許可が不要」との回答を県から得ております。

2月9日、市は県に対し、以下の点について照会を行っております。「1、国の査定後、スケルトンでの処理について要許可とした理由、2、市が許可した業者について、再度、県の許可の要否、3、2で許可不要の場合にはその根拠」。

これらに対し、県は「1について同年2月3日に回答したとおり、2については当該施設に限りみなし許可とする、3については設置許可は必要である、みなし許可施設を含む」と回答をしております。回答を受けたのは2月10日でございます。

その2月10日、県が県内全市町に対し、以下を通知しております。1、一般廃棄物の定義、2、処理能力が1日当たり5トン以上の場合、施設設置許可を要する、3、処理能力1日当たり5トン以上とは、仕分け前の土砂量のことである、4、災害場所での災害土砂の撤去作業に使用する場合、許可不要である、5、最終処分場で夾雑物の除去に使用する場合、許可不要である、6、保管されている一般廃棄物の分別に使用する場合、許可を要する。

2月15日、株式会社維新と契約交渉を開始する旨を決裁しております。1、国庫補助金の要件である年度内での契約をするため、2、みなし許可を有する業者は株式会社維新を含む2者である、3、株式会社維新以外の1者は指名保留の状態であるということがその理由でございました。

2月24日、株式会社維新の申し出により、自走式スクリーンを使用して処理する方法で交渉を進めることを市が決裁しております。

2月26日、国庫補助の内示を受けております。この内示は2月19日付であります。事業費は2億4,578万2,000円、補助額は1億2,289万1,000円でありました。その後、市は同年3月3日、環境省に対し国庫補助申請を行い、3月16日付の交付決定通知を受けております。

3月5日、嘉村副市長が予定価格調書を作成しております。内容は予定価格税込みで3億30万円、設計金額3億37万350円でありました。同日、業者から見積書が提出され、この額は3億30万円でありました。

3月11日、株式会社維新との契約に当たり、前払金の支払い及び契約保証金・前払金の保証免除を決裁しております。契約保証金を免除する理由は「業者は支払い不可能で、保証会社も対応できない」、前払金支払いの理由は「地方自治法第163条第3項（前金で支払をしなければ契約をしがたい請負）による」ものでありました。前払金の保証免除の理由は、「公共工事でないため、保証会社の保証対象にならない」とのものでありました。

この日、株式会社維新との契約締結を決裁しております。契約内容は、1、随意契約による、2、契約金額3億30万円、3、見積もり合わせを省略する、4、1億円を前払いする、5、部分払いを認める、6、工期は平成22年3月12日から同年11月1日まで、7、契約保証金を免除する、これは市財務規則第112条第7項「市長が特に認めるとき」によるというものがありました。契約日は3月12日であります。

3月15日、株式会社維新が県に対し、自走式スクリーンでの処理に関し一般廃棄物処理施設設置許可を申請しております。これは県に対してであります。機械の購入資金は、市からの前払金と記載しており、市会計管理者が交付した支払い通知書を添付しております。

3月23日、市は中山弁護士に対し、株式会社維新との随意契約についての見解を照会しております。維新との1者随意契約の適法性については「やむなし」、自走式スクリーンによる積算などの違法性については「判断できず」、契約保証金の免除の違法性については「やむなし」、しかし、「300万円レベルで積ませることは出来ないか」という回答を得ております。

22年3月25日、防府市議会第1回定例会最終日に、市長が本件についての行政報告を行っております。同日、市は株式会社維新に対し、1億円の前払金を支払っております。

4月8日、株式会社維新は、県から一般廃棄物処理施設設置許可、これは自走式スクリーン2台についてであります。この許可を受けております。

4月13日、株式会社維新は市に対し、一般廃棄物処理業許可申請事項変更届を提出しております。

以上が事件の経緯であります。

次に、当特別委員会の見解について御報告申し上げます。

まず、一般廃棄物処理業の許可についてであります。

市は平成21年8月25日、株式会社維新に対し一般廃棄物処理業の事業範囲にロータリスクリーン、スケルトンバケットを加える許可を与えております。一般廃棄物処理業の許可の基準については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、以下「廃棄物処理法」と申します。及び同法施行令、同法施行規則によって定められておりますが、施行規則第2条の4には「申請者の能力に係る基準」として、「1、一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること、2、一般廃棄物の処分を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること」が定められています。しかし、市は株式会社維新に許可を与えるに当たり、定められた基準を満たしているか否かの調査を怠っております。これは法の趣旨に反しており、問題であると考えております。

次に、使用機械の設置許可申請について、当委員会の見解を申し上げます。

平成22年2月24日の決裁文書によると、「災害土砂の分別・運搬業務につきましては、処理業の許可を有する株式会社維新と協議し、分別処理は可能との回答をいただきましたが、協議の中で、分別機器は許可しているロータリスクリーンではなく、現在、県に許可申請中である自走式スクリーンを使用し分別したいとのことであった」と記載されております。

それにより設計積算を行った結果、自走式スクリーンを使用することが安価であることから、これを設計金額とすることを伺っております。しかし、株式会社維新が県に自走式スクリーンの設置許可申請を行ったのは、契約後の3月15日であり、決裁文書にある「現在、県に許可申請中である」という記載は事実と異なるものであります。

市は2月2日、県からの「先に業者を決めて、その業者に設置許可をとらす方法をされたらどうか」という提案に対し、「入札審査会におきましては、まだ資格もない、担保のとれないものについて、仮に契約をした場合、例えば、環境アセスに不備があった、あるいは技術者の配置ができなかったということがあった場合については、契約の不履行になるというおそれがあるということで、大変リスクが大きい」、これは3月25日本会議の副市長の答弁であります。このように判断しておりまして、慎重な姿勢を示しておりました。これに対し、許可のない機器を使用することを想定しての契約内容は、自らが決裁した方針と矛盾していると言えます。

また、株式会社維新が自走式スクリーンの設置許可を得られなかった場合、県の許可を有しているスケルトン、トロンメルは1セットしかなく、これを使用するしかありません。その場合は、契約期間の22年11月1日までの完工は不可能であり、契約違反となってしまいます。

さらに、起案書にある「現在、県に許可申請中である」という文言は、前述のとおり事実とは異なります。嘉村当時の副市長は、証人尋問において2月24日の時点で株式会社維新が自走式スクリーンの許可申請をしていなかった事実は、「きょう初めて、ここで初めて聞きました」という証言をしており、実際には株式会社維新が申請していなかったにもかかわらず、「申請中」という決裁文書をもとに契約へと至ったことについては、「申請していると信じてやりましたけれども、それが事実とするなら遺憾なことではないかなと思います」と証言をしております。

市は、株式会社維新が県に対し自走式スクリーンの設置許可申請を行っているとの前提で、自走式スクリーンでの設置金額を決裁しておりまして、これは契約を大きく左右する問題であったと考えられます。よって、「申請中である」との事実と異なる起案書を作成

したこと、また、決裁のどの段階においても、この事実確認が行われず、事実と異なる記載に基づいて契約がなされたことは、庁内の手続きに大きな問題があると指摘せざるを得ません。

次に、契約金額について、当委員会の見解を申し上げます。

本件の契約金額は消費税別で2億8,600万円でありました。これは消費税を含めると3億30万円となります。嘉村副市長名で提出された予定価格調書では、予定価格は3億30万円とされています。これに対し、株式会社維新から提出された見積書も3億30万円であり、予定価格と同額でありました。交渉担当者は証人尋問において、業者と契約金額についての交渉はしていないと証言をしております。しかし、株式会社維新が提出した見積書は金額のみの記載であり、積算根拠が不明であります。偶然の一致とするには疑義が残ると申し上げておきます。

次に、保証金の免除についての当委員会の見解を申し上げます。

市は業者が支払うべき契約保証金を免除しております。平成22年3月11日の決裁文書では、その理由について「業者から契約にかかる契約保証金が約3,000万円とかなり高額であるため、業者としては対応できない。またそれに代わる保険会社を実施している履行保証保険についても保険会社と協議するも対応できないと回答がありました」としています。業者が払えないことを免除の理由にすることはあり得ないことであり、今後の公共事業実施への影響も非常に大きく、市の対応は不適切であると考えます。

また、保証金免除に当たり、万一の場合、市に損害を与えることになるが、だれがどのように責任をとるかということが庁内で全く協議されていないということも問題であります。

次に、前払金について見解を申し上げます。

市は株式会社維新に対し1億円の前払金を支払っています。嘉村前副市長は参考人尋問において「工事請負」ではなく「業務委託」であったと主張していますが、業務委託であれば資材購入等の必要がなく、前払金は不要であったと考えられます。この前払金を支払った理由について、吉村クリーンセンター所長は参考人として事情聴取を受けた際、「機械の購入、あるいはリースということ」という答弁をしており、契約相手に設備を整えさせるための前払金支払いであったことが明らかであります。

また、株式会社維新は、自走式スクリーンの設置許可を申請する際、機械の購入原資として市の前払金支払通知書を添付しており、この前払金なしに設置許可を得ることができなかったと考えられます。受託者の資格は、廃棄物処理法施行令第4条に規定された施設を有するということが条件であります。この場合、契約後の前払金の支払いによって受

託者としての基準を満たすという異例の扱いであり、市による便宜供与に当たると考えられます。公平性の確保という観点から、前払金の支払いは認めがたいものであります。

次に、議決事件について見解を申し上げます。

本契約が、地方自治法第96条に規定する議会の議決を要するものであったか否かについて、嘉村当時の副市長は「工事請負費」ではなく「委託料」であることを理由に議決に付さなかったとしており、中山弁護士も「問題ない」という見解を示しています。

しかし、費目は「委託料」であるが、「工事請負費」として処理されている。農地災害復旧事業と作業内容は同じであります。他の事例を見れば、費目は「委託料」であったとしても実際の内容が工事である場合、議会の議決に付しており、この判断は整合性を欠くものであります。執行部は顧問弁護士の見解に従って本件を議決事件として扱わなかったのであれば、その行動の理由として考慮することは可能であります。弁護士への照会は平成22年3月23日であり、契約の後でありました。したがって、この照会は議会・マスコミへの対応のために行ったものであり、議決事件として扱わないという判断に弁護士の見解は影響を及ぼしておりません。いずれにしろ3億30万円という随意契約であることから、議会への説明は必要であったと考えられます。

次に、処理委託業者の基準について見解を申し上げます。

廃棄物処理法施行令第4条では、市町村が廃棄物処理法第6条の2第2項の規定により、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準を定めております。これによりますと、受託者は受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を融資、かつ受託しようとする業務の実施に相当の経験を有するものでなくてはならないと規定されております。株式会社維新が土砂分別に使用している自走式スクリーンは契約締結後に購入されたものであり、契約時に受託業務を遂行するに足る施設を有しておりませんでした。

人員についても、契約時、株式会社維新は業務遂行に足る人員を有しておらず、市もこれを承知しておりながら、契約後に募集することを想定して「業務遂行に足る人員を有している」という判断をしております。

「財政的基礎」また「受託しようとする業務の実施に関する相当の経験」といった基準については、調査を行っておりません。

以上のことから、市は株式会社維新が受託者としての基準を満たしているか否かについての審査を十分に行っていない、もしくは極めてずさんな審査であったと指摘しなければなりません。また、基準を満たしていないことを知りながら、廃棄物処理法施行令を意図的に曲解した疑いもございます。

次に、随意契約について見解を申し上げます。

災害土砂が仮置きされておりましたのは、クリーンセンター西側の第1工区、浄化センター西側の第2工区、築港協和発酵バイオ用地の第3工区、築港県有地の第4工区の4カ所でありましたが、築港の2カ所、第3工区、第4工区については大久保に土砂を運搬し、そこで分別処理を行うとしております。少なくとも運搬については許可を必要としないことから、この2カ所の土砂の運搬については競争入札によって受託者を定めることが可能でありました。また、臭気対策として土砂に石灰を散布したため、石灰が浸透した表層30センチの土砂は産業廃棄物として扱うことになっております。この土砂は最終処分場に運搬し処分することから、これも競争入札に付すことが可能でありました。

第3工区、第4工区の土砂の運搬を競争入札に付さなかったことについて、嘉村、当時の副市長は3月25日の第1回定例会本会議での行政報告への質疑に対し、築港で分別処理を行い、土砂は大久保へ運搬するという作業方法を示し、「狭い場所であり、出会い帳場になる」ということを理由に競争入札に付さなかったとしております。

しかし、実際には分別前に大久保へ運搬し、分別処理という方法に変更されており、そのような弊害が生じるとは考えられません。

地方公共団体の契約については、地方自治法によって入札によることが原則であると定められており、随意契約が認められるのは、地方自治法施行令の規定によって認められた場合のみであります。指摘の土砂の運搬、また大久保の整地についても施行令によって認められるいずれの条件にも該当しないと考えられ、災害土砂の分別・運搬業務のすべてを1者と随意契約で委託したことは不適切であり、行政の透明性及び公平性の確保という観点から極めて問題であるというのが、当特別委員会の見解でございます。

以上、災害土砂処理委託調査特別委員会によるこれまでの調査で判明した事実、及び委員会としての見解を御報告いたしますとともに、これまでの調査の内容を精査し、なお不明な点がある場合は引き続き調査を行うものといたします。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの特別委員会の中間報告に対し、質疑があればこれを認めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、災害土砂処理委託調査特別委員会の中間報告を終わります。

議案第53号防府市議会の議員の定数を定める条例中改正について（議員定数に関する

る特別委員会委員長報告)

○議長(行重 延昭君) 議案第53号を議題といたします。

本案は議員定数に関する特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の報告を求めます。

[議員定数に関する特別委員長 三原 昭治君 登壇]

○13番(三原 昭治君) 去る9月3日に議案第53号防府市議会の議員の定数を定める条例中改正について、議員定数に関する特別委員会を開催し、審査いたしましたので御報告いたします。

まず冒頭に、本案は市長のマニフェストに起因していることから、質疑に対する答弁には市長本人が必要であるため、市長の出席を求めることを提案したところ、全員一致で承認いたしましたので、市長出席のもと委員会を開催いたしました。

まず8月5日付で提出された一部の資料について執行部から説明を受けました。具体的な数値が示された資料として、県内の市の議員数と議員1人当たりの住民数、人口10万人から20万人の市のうち、議員数の少ない市の委員会の構成と議員1人当たりの住民数が多い市のランキング、全国の市の議員数の少ない市のランキングなどの説明がありました。

またマニフェスト中、福祉部門の計画の策定期限については、新年度予算編成時期までに取りまとめること、議員定数半減の提案理由については、市の財政が逼迫しているから議員削減を求めているわけではなく、行政改革に協力をお願いするため、議員数を13人にする具体的な根拠については、市長の選挙公約であること、防府市が全国で最初に議員定数半減を提案する根拠は、10年から20年先の防府市のために今から議員定数の半減が必要であること、8項目のマニフェストにかかわる事業金額と4年間の実施範囲については現時点では提示できないとの説明がありました。

審査の過程における質疑などの主なものを申し上げます。

まず、「教育委員会では学校給食の取り組みについて、マニフェストとは違う方向で協議が進んでいるが、マニフェストどおりにならないものも出てくるのではないか」との質疑に対し、「教育委員会での協議結果は尊重するが、そのとおり実施するか否かは私が判断する」との答弁がございました。

続いて、「提案された議員定数13人はどういう根拠で出たものか」との質疑に対し、「私の信念は増やすなら倍増、減らすなら半分であり、以前からこの意気込みでやってきたので、議員定数の半減を提案したもの。また過去の経験から防府市レベルの市では自論ではございますが、議員定数は1万人に1人程度が適当と思っている」。これに対し、

「提案された議員定数は13人には科学的根拠はないのか」との質疑に対し、「私の信念をもとにして議員定数半減を提案したもので、科学的根拠はない」との答弁でございました。

続いて、「議員定数を13人にすると委員会のかけ持ち等により対応することとなり、議会の役割に悪影響が出ると思われる、大阪府大東市のような少人数の委員会を市長はどう考えるか」との質疑に対し、「私の考えは、他市の状況を参考にするという考えは全くない、少人数になったら、そのときに議会で委員会構成を考えてほしい」との答弁がございました。

続いて、「議員数は、減少すると組織の大きな候補者が有利となる。そうすると地域の声が届きにくくなると思うが」との質問に対し、「組織の大きな候補者が有利とは考えていない。また地域の声は提言箱等を通して届いていると思っている。さらに、今後、市民100人委員会ができれば、声は届くと思う」との答弁がございました。

これに対し、「議員定数半減により市民の声が届きにくくなることを認めるから100人委員会を設置するのか」との質疑に対し、「市民の声が届きにくくなる恐れがあるとの意見が多くあるので、100人委員会の設置を考えているもの」との答弁がございました。

続いて、「市長が議員定数について議案提案したことは、越権行為ではないか」との質疑に対し、「防府市の20年から30年先の安定を考えて提案したもので、越権行為かもしれないが、当選後に各会派に説明をして、理解を求める努力をしているので御容赦願いたい」との答弁がございました。

続いて、「今回の議員定数半減の提案は、財政上の問題ではないと回答しているが、どうか」との質疑に対し、「当面は財政上の問題ではない。将来的には合併市より状況が悪くなるという心配があるため、今回、提案させていただいたもの。これの実現により、将来の都市間競争に勝てるようにしたい」との答弁がございました。

続いて、「議員定数半減で1億5,000万円が捻出できると言われるが、そこまで言うなら執行部のポストの半減や無駄を省くことをすべきではないか」との質疑に対し、「これまでと同様に今後も行革委員会の意見を参考に進めるが、その中の大きなものとして議員定数の半減を進めようとして提案したもの」との答弁がございました。

続いて、「議会は政策提言等が期待できるので、議会を強くするために議員を減らしてはいけないと有識者は言っているが、市長はどう考えるか」との質疑に対し、「議員定数半減が実現すると少数精鋭の議会となり、市民の負託にこたえると思っている」との答弁がございました。

続いて、「二元代表制の意義とは、市長は得票率が半数以下でも最多得票者が当選して、全市民に対して市政に取り組むという弊害が生じるので、議会はこれの監視の役割を担うものであり、議員数が多いほど市民の意見が集約されるものである」という指摘がありました。

続いて、「資料要求したマニフェスト8項目の事業規模等については提示しないと回答しているが、これらの内容はいつ提示されるのか」との質疑に対し、「マニフェストのうち新年度から実施予定のものについては10月中には方向づけできていると思っているが、公表するものではない」との答弁がございました。

続いて、「市長の後援会の発行紙は公約の8項目を掲載し、すべてに達成と記載しているが、議員定数半減等による2億円程度の効果額で8項目がやれると思っているのか」との質疑に対し、「達成できたらやれるものという意味なので、具体的なものは詰めていない。また、2億円程度の効果額で8項目のすべてがやれるとは思っていない」との答弁がございました。

これに対して、「議員定数半減の条例改正案を出すに当たり、関係資料として、財源やタイムスケジュールを示さなければ市民をだましているものと言わざるを得ない」との指摘がありました。

続いて、「10年から20年先のまちづくりを考えて、議員定数の半減を提案したと言っているが、鹿児島県阿久根市のような間違った市長が出た場合には、議員13人ではチェックやけん制機能が足りなくなる。また、議員定数が少なければ当選議員は少数精鋭が揃うとは思われない。このように議員定数半減は将来の二元代表制を不安にさせるものと思うが、どうか」との質疑に対し、「議員が増えれば安心なのか、現状の人数ならベターなのかという観点から、議員数半減でも、少数精鋭なら不安はないと考えている」との答弁がございました。

続いて、「国、県、市の議員が多過ぎるという話はよく聞くし、議会でも議論して段階的に削減していきたい、市民の中にも議員定数の段階的な削減が必要という意見も多いが、これを市長はどう思うか」との質疑に対し、「議員を段階的に削減していくという意見はわかるし、物事の急激な変化はどうかと思っている。しかし、議員定数半減を公約として当選したので、今回、提案したものである」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで、本案についてお諮りしましたところ、「議員定数半減によるメリットは歳出削減により財政健全化に寄与することであり、デメリットは議会機能の低下であるが、これを比較するとメリットが優っていること、及び市長が議員定数半減を公約にして当選されたので、これが民意であると考えて賛成する」。

また、「全国の中核都市の人口1万人当たりの議員数は平均1.06人であり、これを参考にすると、1万人に1人は適当な数値と思われる。議員定数は13人を下限とすることを条件として賛成する」。

続いて、「二元代表制の趣旨は、市長と議会は立場や機能は違うが互いの役割を尊重し合い、均衡のとれた関係をつくり、住民のための行政を進めることと考えると、選挙公約であるからとの理由だけで議員定数半減の議案提出は、議会の意思を無視した乱暴な手法である。議員定数を半減すると、監視機能やチェック機能が低下して議会の後退につながり、急激な議員削減を理解できない市民も多いと思う。このような事例は全国の類似団体にもあり得ない、また、議会で現在進行中の議会改革推進協議会において、議員定数を慎重に協議しているので反対する」。

続いて、「地方自治で欠かせないのは、市民から直接選ばれた議会と市長との抑制的な均衡が不可欠であり、これが崩れると市長の独裁が進み、市民の声が届きにくくなる。また、議員定数の削減については、議会改革推進協議会で協議しているので反対する」。

続いて、「二元代表制が地方自治の制度であり、これは執行機関を議会が監視、けん制するという役割がある。この中で市長が議員を半減すると提案すること自体に問題があるというべきである。100人委員会が議員定数半減にかわるものと言われるが、他市の例では人数が減って機能しないものもある。議員定数13人では委員会の議員数も減って監視能力や政策提言能力も半減し、議会能力が失われ、市長の独裁化を招くので反対する」。

続いて、「議員定数を13人にする明白な根拠等が示されず、選挙公約であるからという理由だけで提案することは暴論というべきであり、反対する」。

続いて、「議案の提出理由が、議員定数半減という表現がインパクトがあるからとの説明は、市長の理由なき提案というものであり、驚きである。他市では実施済みのコミュニティバスの運行等について、防府市では、議員定数の半減で浮いた経費を財源としなければ実施できないという提案や、議員定数半減の根拠資料を求めても、具体的資料はこれからつくとか、提示しないというのは理解できない。議員定数は議会が決定する案件であり、既に議会で設置している議会改革推進協議会の中で、次の市議選までに結論を出すことになっているので反対する」というのがございましたので、挙手による採決の結果、賛成少数により、原案は不承認となりました。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対する質疑があれば求めます。――質疑ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して討論を求めます。6番、中林議員。

○6番（中林 堅造君） 原案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

直近の市長選挙、市長は政治生命をかけて議員定数半減、単独市政を強く訴えて戦われました。私も同じ公約で戦わせていただきました。市民の思い、願いはどこにあったのかを思い出していただきたいと思います。まさしく市長の公約を是として結果を出していただきました。市長出席の特別委員会においても、わずか3時間程度の議論、私にはこの時間さえ過ぎればとの反対をなさっておられる委員の考えがひしひしと伝わってまいりました。否決されたことはまことに情けなく、残念であります。確固たる財源の確保ができることと合わせて、民意に対する、市民に対するお答えは賛成以外にはございません。

以上、賛成の立場としての討論を終わります。

○議長（行重 延昭君） ほかに討論はありませんか。14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） 以下述べます理由によりまして、この議案に反対をいたしたいと思います。

第1に、この議案は地方自治の根幹をなす二元代表制を乱暴に踏みにじるものであります。市長も議会もともに市民の選挙によって選ばれ、ともに民意を代表している対等な政治機関であります。しかし、議会と市長が対等な政治機関であるといっても、実際には執行権を持つ市長の権限は強大でありまして、市長は大きな職員機構を使って広範な政策活動を統括し、それを具体化する予算案を作成する権限を持っております。

このような大きな権限を持つ市長に対し、それを市民がコントロールできなければ独裁政治化する可能性があります。この独裁化を市民にかわって防ぐのが議会の重要な役割の一つであります。市長と議会とが常に良好な緊張関係を保ち、お互いをけん制しながら、バランスよく発展していくことが望まれているわけであります。議会がすべて市長の提案を丸のみする単なる追認機関になってしまったのでは、市民が期待する役割は果たせないと言えます。今回の議案は、こうした議会の役割を不当に弱めるものでありまして、断じて認めるわけにはまいりません。

しかも重大なことは、それぞれが選挙で市民に選ばれた独立した機関であり、対等な存在であるにもかかわらず、市長は今回、自分の権限の範囲外である議会の定数について、これを半減する議案を提出したことであります。

もしかして市長は、議会があたかも自分の附属機関であるかのように考えておられるのではないのでしょうか。そうだとすれば、これは議会を選挙で選んだ市民の民意を軽視するものであり、重大な越権行為であると言わなければなりません。

市民に選ばれた議会は、自らの定数について、何が最もふさわしいかを市民の意見も十

分聞きながら、みずからの責任と権限で決めていかなければならないと思います。

事実、本議会も議会改革推進協議会において、ことしの1月から、議会基本条例の制定に向けて努力を重ねており、その中で定数問題についても論議を続けておるわけでありませぬ。

ちなみに前回、定数を30から27に削減したときも、およそ1年半にわたって慎重に議論を重ね、結論を出しているのであります。

第2に、議案の13という定数は、何らの客観的根拠もない数字だということでありませぬ。市長はさきの議会定数特別委員会で13の根拠を問われ、先ほどの委員長報告にもありましたが、増やすなら倍増、減らすなら半減でないとインパクトがない、こういう趣旨の発言をしておられます。こんな思いつきともとれる根拠で議員定数を決めること自体、議会軽視の最たるものと言わなければなりません。

第3に、提案の理由が結局のところ議員報酬の削減による財政支出の削減にあり、このことによって市財政が大きく安定するかのような幻想をふりまいていることでありませぬ。

一方では、職員的大幅削減により、市の財政は県内でも屈指のよい状況であると宣伝しながら、他方では、これから先は極めて厳しい状況がやってくると不安を投げかけ、20年先、30年先に備えるためにも、今、議員半減をやっておかなければならない、このように強調しているわけでありませぬ。

しかし、御承知のように、議員報酬、職員給料、諸費用を含めた議会全体の議会費は、市予算全体の1%にも満たない、わずかに0.7%未満の比重であります。しかもその中で議員報酬は半分以下であります。今回、半減により捻出される金額は約1億5,000万円と言われておりますが、これでどうして20年先、30年先に備えることになるのでしょうか。現実には、先ほどの委員長報告にもありましたが、市長が選挙で公約されたヒブワクチンやコミュニティバス等々の約束、この実施、この目の前の諸施策さえ、この1億5,000万円では満足にできない、金が足りないという状態であります。全く理解に苦しむわけでありませぬ。

二元代表制を突き崩す強引な手法を強行する前に、例えば、昨年7月の豪雨災害による農地災害復旧に当たって、市の手落ちによって国の補助事業に乗ることに失敗したため、結果として1億数千万円の余分な市の財政支出を余儀なくされたことなど、財政運営の中にある無駄を省くことが先決ではないでしょうか。

行財政改革の名で、自治体の機構や内容を縮小していく一方の縮小再生産のまちづくりでは、夢も希望もありません。市民の意思や意見、要望が議会を通じて活発に市政に反映され、市民と行政の間に血が通い、そして市民のエネルギーが生き生きと生かされる、民

主主義が花開く市政が実現してこそ、将来にわたって生き生きしたまちづくりが進むと考えます。議員半減はこの方向に全く逆行していると言わざるを得ません。

以上の理由によりまして、この議案は認めがたく、反対をいたしたいと思えます。

○議長（行重 延昭君） 12番、藤本議員。

○12番（藤本 和久君） 賛成理由を3点述べ、賛成の立場を表明いたします。

まず1点目ですが、言うまでもなく歳出削減による財政の健全化に寄与できるということです。

2点目ですが、議会の機能が低下するのではないかとの懸念点があります。

先ほどの委員長報告にもありましたが、反対意見に、市議会議員定数を13人にする提案理由が明確でないというのがあります。確かにそうだと思います。そう思いながら、では、13人ではだめで27人必要なんだとする論理的根拠があるかと言えば、私にはありません。したがって、この懸念点では賛否を決定できないと判断します。

3点目ですが、市民から見た議員数について判断しました。

日本の財政状況は危機的状況にあることから、国も国会議員の数が多という議論を開始しました。地方も同じだと思います。さきの市長選挙において、松浦候補は市議会議員定数半減の選挙公約を前面に押し出して選挙戦を戦われ、当選をされました。市長選挙の公約に市議会議員定数半減を掲げることは是非は別として、民意は示されたわけで、この事実は重く受けとめる必要があると判断します。

以上、賛成討論とします。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 議案第53号防府市議会の議員の定数を定める条例中改正について、反対の立場から討論を行います。

日本国憲法に定められているとおり、地方自治では市長と議会を構成する議員が、ともに住民の直接選挙で選出されるという二元代表制が採用されております。これは独人制である市長と合議制の機関である議会がその特徴を生かし、機関第一主義のもと、適度な緊張を保ちながらけん制し合い、市民福祉の向上のために切磋琢磨することを期待するものであります。

また、予算編成権、人事権、執行権など、強大な権限を有する市長及び行政機関の暴走を制御するという役割も議会には求められております。

このような市長及び行政機関と議会との関係にかんがみ、市長が二元代表制の一方の機関である議会の定数に触れることは、健全な地方自治の姿ではないと考えております。

市議会議員改選後の昨年1月に議会が設置しました議会改革推進協議会では、現在、議

会基本条例案をはじめ議会運営に関するさまざまな改革に取り組んでおる最中ですが、議員定数についてもこの改革項目の一つに上げております。

適正な議員定数につきましては、議会自らが調査・研究また議論を行い、合意形成に努めるべきであり、会派息吹としては、この条例改正案に反対の態度を表明いたします。

○議長（行重 延昭君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 議案第53号の防府市議会議員の定数を13人とする条例改正については、条例改正案を不承認とするという委員長報告のとおり、この改正案に反対の立場を表明いたします。

まず、地方自治法に定められた二元代表制の観点から問題があります。ことし4月から施行された防府市自治基本条例では、第8条で、「市議会は、行政運営を監視し、けん制する機能を果たさなければなりません」と規定されています。監視、けん制されるべき執行機関の代表者である市長が、監視、けん制する役割の議員を半減すると提案すること自体に大きな問題があります。

煙たい相手を減らそうということですから、これが進めば議会の空洞化、執行機関の独走を招くこととなります。同時に、議員が半減となれば、それだけ住民の声が届きにくくなります。現在でも市議会議員が空白の小校区が存在しますが、これがさらに拡大していくこととなります。

議会は、合議制の機関として、多様な意見を集約していく機能が求められていますが、半減されれば、それだけ意見を拾い上げることができにくくなっていきます。

市長も議員も、住民の選挙によって選ばれ、対等なものですが、議会は合議制の機関として多様な意見を集約、市長は独人制の機関としてリーダーシップを発揮、この2つの対立競争関係にある機関が互いに切磋琢磨して、よりよい地域社会を目指していくのが地方自治法に定められた二元代表制であります。

執行機関となれ合い、執行機関から出される議案に常に賛成する議員や議会となつては、市民の生活も守れません。最近の例を挙げれば、新体育館ソルトアリーナのオープンに合わせて、使用料減免をやめる条例改正が提出されましたが、議会はこれに反対し、減免制度は維持されました。また、大平山山頂公園の駐車場有料化の条例改正案も議会がストップをかけました。このほか、豪雨災害での農地の土砂撤去の枠の拡大実施などや、防災へのさまざまな議員の提案などもあります。

議員定数半減で財政の余裕ができると言われてますが、民間的手法の財務会計手法である財務書類4表の純資産変動計算書、民間で言えば損益計算書であります。平成20年度には普通会計で12億円、連結で見ると33億円も純資産が増えていることが市のホーム

ページで示されております。

つまり、もっと多くの行政サービスが実施できる財政的余裕があるのにそれをやらないで、近隣の自治体と比較しておくれてきているというのが市政の実態であります。平成21年度の財務書類4表は年末にならないと公表できないようですが、平成21年度決算でも、形式収支ですが、一般会計で18億円の黒字であります。

行財政改革、つまり財源の確保のため、市議半減ということは理解できないということをお願いします。

以上、討論申し上げました。

○議長（行重 延昭君） 26番、田中敏靖議員。

○26番（田中 敏靖君） 議案第53号防府市議会の議員の定数を定める条例中改正について、賛成の立場で討論いたします。

最初に民意とはということを考えますと、市長選挙を住民投票に置きかえれば、有効投票率が有権者数の50%以上であり、かつ有効投票総数の50%以上の得票を得たことは、まさにこのことが民意を得たものと言われるでしょう。

市議定数半減を訴えたこの選挙に勝利されたこのことを、市民が支持したことは、明快なる民意であると確信いたします。

この選挙の結果は、少なくとも議員の大幅削減を求めていると、議会は認識すべきではないでしょうか。多くの市民は現在の市議定数が多いと感じており、市では行財政改革に取り組んでおり、議会としても積極的に改革に取り組むべきです。

規模は違いますが、中核都市において、人口1万人に議員1人を目指しておられます。諸事情を勘案して、人口1万人に1人の時代が到来してきたと思われれます。議員数の減少により、市民の声が反映できなくなるのではとの声もありますが、激戦に耐え得る有能な集団となり、また少数精鋭の集団とし、活躍できると確信いたしますので、市民の声は反映できると考えます。

以上により、本議案は市長の政治生命をかけた議案と受けとめ、市長の公約を全面支持し、賛成いたします。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） ただいま議題となっております議案第53号防府市議会の議員の定数を定める条例中改正に反対の立場から討論をいたします。

まず、なぜ半減かということですが、市長は公約だ、民意だ、財政問題ではなく10年から20年先のことを考えているんだというような点が主な主張であったというふうに思っております。

1点目の公約だということでございますが、市長は、本会議での答弁も含めまして、単独市政の継続と市議定数を半分にすること、この二枚看板が私の公約であると、その他のマニフェストの実行については余り考えてないというふうにもとれるような発言がありました。すなわち、議員定数の半減と数々のマニフェストを声高に訴えたのではないというふうに答弁をされております。

そういたしますと、マニフェストを信じた市民も多いはずでございます。講演会のチラシは何だったのかというふうに言わざるを得ません。

また、先ほど審議が3時間で終了というようなことも発言がありましたが、我々としてはマニフェストの実行の計画書を出してほしいということも再三、6月の本会議でも言いましたし、このたびの委員会でも言いましたが、これは出ないということでありますから、これ以上審議をする中身がないということで、審議を終わったことを申し上げておかなければならないというふうに思っております。

また、半減、要するに13人の根拠に至っては、委員長報告にもありましたとおり、増やすなら倍、減らすなら半分にしないとインパクトがないと、二元代表制が全く理解されていない、まことに乱暴な答弁でございました。

2点目の民意でございますが、市長の有権者に対する絶対得票率や、同時に行われました市議補選で議員半減を主張された中林議員の絶対得票率から判断しても、決して、市民全員が、地方自治の根幹をなす二元代表制のシステムを否定しかねない議員半減に対して、民意があったというふうには、我々は考えておりません。

3番目の10年から20年先のことを考えているんだということでございますが、10年、20年先の心配はそのときどきの為政者に任せればいいのであって、今、市長がやるべきことは、合併しなくてもよかったと思えるように、せめて、他市におくれている福祉施策を他市並みに実行することであると考えております。

なお、議員定数につきましては、これまでも、二元代表制の機能発揮の点も念頭に入れながら、研究や議論が重ねられてきておりまして、現在、法定数34人に対して、現定数は27人というふうになっております。

今後も議会改革推進協議会で時間をかけて、あらゆる角度から十分議論、検討していくことによって、また新たな定数が決まるというふうに、我々は考えております。

以上のことから、明政会はこの議案に対して反対の立場を表明いたします。

○議長（行重 延昭君） 23番、久保議員。

○23番（久保 玄爾君） この件につきましては、将来、10年、20年先を見るときに、地方分権改革、あるいは地方主権の時代になってくると思うんです。そのときには、

この議会の役割というのは非常に重要になってくるという中で、この議員定数を半減、13人にするというにはとても賛成できません。

また、この件については、つまり議員定数については、市民の中にも議員定数がちょっと多いのではないかという意見もあります。したがって、議会改革推進協議会の中で、各議員の意見を調整して決めるべきものと考えています。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 9番、斉藤議員。

○9番（斉藤 旭君） 本案に対して賛成の立場で討論をいたします。

私は、本議会の一般質問で、防府市の議員定数について20名が適当との発言をいたしました。半減は困りますが、市民の求める大幅削減は必要と考え、賛成いたします。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 二元代表制によって、市長と地方議会はともに住民の直接選挙で選ばれております。その立場や機能は違いますが、互いの役割を尊重し合い、執行機関の長と議事機関の議員が均衡のとれた環境をつくり、市民のための行政を進めることが地方自治の趣旨であると思います。

市長の選挙公約であったとしても、議員定数を27から13にする議案上程は、議会の意思を無視した乱暴な手法であります。議員定数を27から13に一気に半減することは、執行機関、市長に対する議会の重要な役割である監視機能、そしてチェック機能を低下させ、議会の後退につながることとなります。

議員は市民の代表でもあり、市民の声、民意を届ける役目があります。こうした立場、役割も議員を半減してしまえば、市民の声、意見が届きにくくなります。議員定数を27人から13人にする急激な削減の根拠、そして全国の類似自治体を参考にしても理解できないし、受け入れることはできません。

また、一気に定数を27から13人にすることについて、理解できない市民も多くおられると感じております。しかし、定数削減については市民の声として多くあることも認識、理解しているところであります。

御承知のように、現在、議会において、議員定数の見直し等を含む議会改革推進協議会が進行しています。今後、当協議会で慎重な審議を行って、議員定数について、公明党としては次回の選挙までには定数削減を決定すべきと考えます。

よって、議案第53号については反対いたします。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんね。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。

本案に対する委員長報告は不承認でありましたので、原案について採決をいたします。
本案は原案のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

ちょっと暫時休憩します。

午前 11 時 15 分 休憩

午前 11 時 15 分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

原案に対する賛否をとります。議案 53 号の原案でございます。これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立少数でございます。よって、議案第 53 号は否決されました。（「議長」と呼ぶ者あり） 13 番、三原議員。

○13 番（三原 昭治君） 特別委員会の委員長として、先ほど中林議員から、3 時間余りという審議と、短い審議という発言がありましたけど、ちょっと、約 5 時間やっております。やはり議場の中での発言はきちんとした正確なことを言っていたきたいので、訂正を求めます。

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午前 11 時 16 分 休憩

午前 11 時 18 分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

6 番、中林議員。

○6 番（中林 堅造君） 私、市長出席の特別委員会ということを申し上げましたが、1 回目のことについては触れてはおりませんけれども、3 時間という数字が間違っておるということであれば削除していただいて結構でございます。

○議長（行重 延昭君） 以上をもちまして本日の日程はすべて議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は 9 月 30 日、午前 10 時から開催をいたします。その間、決算特別委員会等におかれましては、よろしく御審査のほどお願いを申し上げます。お疲れでござ

いました。

午前 11 時 18 分 散会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

平成 22 年 9 月 16 日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 田 中 健 次

防府市議会議員 久 保 玄 爾